

南九州市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月2日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第6号

南九州市公印規則の一部を改正する規則

南九州市公印規則（平成19年南九州市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改める。

別表特殊用市長の印の部税務課用市長印の項中「一般文書用」を「一般文書並びに税務課及び各支所税務係において発行する電子印用」に改め、同部市民生活課用市長印の項中「及び電子公印用」を「並びに市民生活課及び各支所市民生活係において発行する電子印用」に改め、同部支所用市長印の項中「電子公印用」を「電子印用」に改め、同表市長職務代理者の印の部税務課証明用市長職務代理者印の項中「電子公印を使用しない場合で」を削り、「一般文書用」を「一般文書並びに税務課及び各支所税務係において発行する電子印用」に改め、同部市民生活課証明用市長職務代理者印の項中「及び電子公印用」を「並びに市民生活課及び各支所市民生活係において発行する電子印用」に改め、同表市長職務代理者の印の部支所証明用市長職務代理者印の項及び補助職員の印の部福祉事務所長の項中「電子公印用」を「電子印用」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の南九州市公印規則の規定は、令和8年1月5日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の南九州市公印規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。